

個人事業税の第2期納期限は11月30日です!!

個人事業税は、道内に事務所（事業所）がある事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率をかけて算出します。

- ◆第一種事業
物品販売、不動産貸付業、飲食店業など⇒5%
- ◆第二種事業
畜産業、水産業など⇒4%
- ◆第三種事業
○医業、理・美容業、クリーニング業など⇒5%
○あん摩・はり・きゅう業など⇒3%

北見道税事務所から送付する納税通知書で、第1期（8月31日期限）と第2期（11月30日期限）の2回、それぞれの納期限までに納めてください。（年税額が1万円以下の場合は第1期に全額納付）納税通知書を紛失された場合は、お問い合わせください。また、道税の納税には手続きが簡単で便利な口座振替もご利用できます。

- 【お問い合わせ】
オホーツク総合振興局道税事務所
■課税に関すること
課税課事業税問税係 Tel 0157・25・8681
■納税に関すること
納税課納税係 Tel 0157・25・8686
○道税ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>

ふれあいバスのお知らせ

■ルート変更について

ふれあいバススクール3号（大成・共立線：オレンジ色）は、4月から上下線ともに朝日11線と朝日33号線を経由し運行していましたが、冬期間（11月～4月）は積雪などにより道幅が狭くなり、運行や乗降に危険があることから、道道（大昭寺前）を直進するルートに変更しますので、ご利用の際にはご注意ください。

※夏期間（5月～10月）は朝日11線、33号線経由での運行となります。

■下校3便が冬時間に変わります!!

町内6路線全便（若里・トカロチ浜線、知来・仁倉線、大成・共立線、栃木線、富武士線、浜佐呂間線）の下校3便が11月から冬期間の運行時間と変わります。変更時間については、配布されている時刻表で確認するかお問い合わせください。

- 【お問い合わせ】
役場町民課バス運行係 Tel 2・1213
佐呂間バスターミナル Tel 2・3553

自衛官・高等工科学校生徒採用試験のお知らせ

- ◆募集種目 自衛官候補生（男子）
陸上自衛隊高等工科学校生徒
 - ◆身分 自衛官候補生→特別職国家公務員
高等工科学校生徒→特別職国家公務員
（生徒：自衛官ではない）
 - ◆応募資格
自衛官候補生
採用月1日現在で18歳以上27歳未満
高等工科学校生徒
平成25年4月1日現在で15歳以上17歳未満
 - ◆待遇
○初任給 自衛官候補生手当 125,500円
高等工科学校生徒手当 94,900円
 - 賞与
年2回（6月、12月）[自衛官候補生は2士任用以降]
 - 休日休暇 週休2日、祝日、年末年始など
 - ◆受付期間 自衛官候補生（男子）：随時受付中
高等工科学校生徒：11月1日～1月7日
 - ◆試験日
自衛官候補生 12月7日、8日の指定する日
高等工科学校生徒 平成25年1月19日
 - ◆入隊時期 平成25年3月下旬～4月上旬
- 【お問い合わせ】
自衛隊旭川地方協力本部遠軽地域事務所
Tel 0158・42・6616
役場町民課住民活動係 Tel 2・1213

国民年金こんなときには届出を!

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わった時にも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり、受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

- ◆届出が必要なとき
 - ①20歳になったとき（厚生年金や共済年金加入者除く）
⇒第1号被保険者になります。
 - ②退職したとき（厚生年金や共済年金加入者の場合）
⇒第2号被保険者から第1号被保険者になります。
※第3号被保険者に該当する場合を除く。
 - ③配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき
⇒第3号被保険者から第1号被保険者になります。
 - ◆持参するもの
 - ①の方 印鑑をご持参ください。
※年金機構の手続案内が届いた方はご持参ください。
 - ②・③の方 印鑑、年金手帳をご持参ください。
 - 1号被保険者…自営業・学生・無職の方など。
 - 2号被保険者…会社員・公務員など。
 - 3号被保険者…2号の方に扶養されている配偶者。
- 【届出・お問い合わせ】
役場町民課戸籍年金係 Tel 2・1213

ごみの出し方に注意!!

リサイクル資源のうち「空き缶」「空き瓶」「ペットボトル」「その他プラスチック」「発泡スチロール」については、3町（佐呂間町・遠軽町・湧別町）で運営するリサイクルセンター（湧別町）に運び処理を行い、再生業者に引き渡し再生利用されています。ごみの分別については、皆様のご理解ご協力により適正に排出していただいておりますが、一部で正しく分別されていなかったり、分別されていても汚れたまま出されているごみが確認されています。分別されていなかったり、汚れたままだと、リサイクル業者に引き取ってもらえず、「資源の有効利用」や「ごみの減量化」を図ることができません。ゴミステーションに出すまでは、排出される方がルールを守ることとなっています。きれいで衛生的なまちづくりのため、決められた分別方法でリサイクル資源を出されるようご協力をお願いします。

【お問い合わせ】
役場町民課生活環境係 Tel2・1213

貸金業苦情相談専用フリーダイヤル

北海道では、フリーダイヤルを設置し、貸金業者を利用している方からの苦情相談を専門の相談員が受け付けています。

◆苦情相談専用フリーダイヤル Tel 0120・1・78372

- ◆受付日 月・金曜日の2回
（祝日、年末年始を除く）
- ◆受付時間
10時～12時、13時～16時
- ◆受付内容
貸金業に関する苦情又は相談

その他の時間帯にも次の番号で相談を受け付けています。（通話料有料）

- 道庁環境生活部消費者安全課
Tel 011・231・4111
（内線24・527）

「必ずチェック 最低賃金!使用者も労働者も」

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用される北海道最低賃金（地域別）が次のとおり改訂されました。

◆最低賃金額 時間額 719円

◆効力発生日 平成24年10月18日

○最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

○最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

○特定の産業（「処理牛乳・乳飲料・乳製品・糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、

電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く労働者には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

- 最低賃金はホームページで確認できます。
- ◆厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/>
- ◆最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

Information Board

情報掲示板

個別的労使紛争あっせん

突然の解雇や賃金未払いなど、個々の労働者と使用者間に発生した労働紛争の解決に向け、専門のあっせん員がお手伝いします。利用料は無料で当事者のプライバシーは厳守。札幌から遠い地域でも現地に出向きます。どうぞご利用ください。

- ◆あっせん
対応時間
月～金曜日（祝日、年末年始除く）
8時45分～17時30分
【北海道労働委員会事務局】
Tel 011・204・5667

- ◆労働相談
対応時間
月～金曜日（祝日、年末年始除く）
12時～20時
【労働相談ホットライン】
Tel 0120・81・6105

青色申告・年末調整説明会のお知らせ

北見税務署では今年も、下記のとおり各説明会を開催します。

- ◆平成24年分年末調整説明会
源泉徴収義務者の方を対象として、年末調整事務及び源泉徴収票、支払徴収合計書の作成要領などについて行います。

- 日時 11月15日
14時～16時
- 場所 佐呂間コミセン

- ◆平成24年分青色申告決算説明会
青色申告を行う事業者・不動産所得者の方を対象として行います。

- 日時 11月29日
14時～15時30分
- 場所 佐呂間コミセン

- 【お問い合わせ】
北見税務署 Tel 0157・23・7151
（案内番号2をお選びください。）

やめて!! ごみの違法焼却!!

家庭や事業所などにおけるごみの焼却（野外や簡易焼却炉での焼却）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部を除き禁止されています。また、法改正により反社会的行為という位置付けが強化され、罰則が大幅に引き上げられています。ごみの焼却はばいじん、煙、悪臭などが発生して、周辺に悪影響を与えるほか、有害なダイオキシン類の発生などにもつながります。近所迷惑となりますのでごみの焼却はやめましょう。

◆例外的に焼却できるもの

- 国、地方公共団体の施設管理のための焼却
- 災害予防、復旧など（凍霜害防止のためのワラの焼却、災害時の木くずなどの焼却など）
- 風俗習慣、宗教上の行事（どんど焼きなど）
- 農林水産業を営むためやむをえない場合（ワラなどの焼却、伐採した枝などの焼却など）
- ※廃タイヤ、廃プラスチックなど環境保全上支障を生じる焼却は例外とならない。
- 日常生活で行われる軽微なもの（焚火、キャンプファイヤーなど）

◆焼却炉で焼却する場合

焼却炉でごみを焼却する場合は、構造基準を満たした設備でなければなりません。
◇空気取入口、煙突先端部以外に焼却設備内と外気が接することなく800℃以上の状態で焼却できる。
◇燃焼に必要な空気を供給するファン、温度計、助燃装置を備えている。
など、他の基準についても全て満たしている必要があります。また、焼却方法は煙突の先端部から燃焼ガス、火炎、黒煙が排出されない、灰などが飛散しないようにすることとなっています。
※ドラム缶、簡易焼却炉は基準を満たしていないため焼却禁止対象です。

◆罰則 ごみ（廃棄物）の不法焼却禁止違反
5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金

【お問い合わせ】
役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

情報掲示板

児童虐待防止推進月間

◆児童虐待とは

親又は親に代わり現に子どもを監護している保護者が、子どもに対して身体的な危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことなどによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長、発達を損なう行為をいいます。子どもの心や身体に大きな傷を残すばかりでなく、発見が遅れるとかけがえのない命を奪うことにもなります。

◆しつけとの違いは

たとえ親などがしつけと書いていても、虐待かどうかは、その行為が子どもにとって有害かどうかで判断します。

◆虐待してしまう家庭を追い詰めて見守る

子どもへの虐待については、虐待をしてしまう養育者の側にも、子育ての不安などの事情があり、家族全体の病ともいえ、家族全体が援助を必要としています。周囲から養育者だけへの一方的な非難は、かえって家庭を孤立させ、問題が悪化することがあります。私たちは社会全体で子どもを守っていかねばなりません。

◆虐待に気づいたり、次のようなことを見たり聞いたりしたら、次の通告先までご連絡ください

「不自然な傷が多い」「叩く音や叫び声が聞こえる」「衣服や体がいつも極端に汚れている」「車内に子どもが放置されている」「小さな子どもを置いていつも外出している」「しつけの程度を超えていたり、同じことを何度もくりかえしている」など

※相談や通告した人が誰か特定されてしまうような情報は、決して洩らしません。

【お問い合わせ】
北海道北見児童相談所 Tel 0157・24・3498
児童相談所全国共通ダイヤル
Tel 0570・064・000
役場保健福祉課社会福祉係 Tel 2・1212

町営住宅の空家状況

10月18日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。

- 栄団地
2階3LDK（1階）1戸 15,300円～
2階3LDK（2階）1戸 15,300円～
- 若佐第2団地
2階3LDK（1階）1戸 15,700円～
- 西富団地
2階3LDK（1階）1戸 15,200円～
2階3LDK（2階）2戸 15,200円～
- 宮前団地
2階3LDK（1階）1戸 20,300円～
（高齢者又は身体障害者用）
☆宮前団地特定公共賃貸住宅
2階3LDK（2階）1戸 47,700円～

☆印の特定公共賃貸住宅は収入が多い方のための住宅です。

上記の他にも入居可能な町営住宅がありますので、入居申込など詳しくは役場建設課管理係（Tel2・1210）までお問い合わせください。

家屋の異動は届出を!!

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税される町税です。

家屋（住宅・倉庫などの建物）に異動（新築・売買・贈与・相続・取り壊しなど）があっても届出がなければ、固定資産課税台帳を更新することができず、そのまま元の所有者に課税されたり、課税が漏れたりして誤課税の原因となります。

家屋に異動があった時には、お早めに届出をしてください。

【届出先・お問い合わせ】
役場企画財政課資産税係
Tel 2・1214

無許可業者の商品先物取引に注意!!

商品先物取引法に基づく国の許可を受けていない業者が、一般消費者に対して、シカゴ大豆の先物取引や金のCFD取引（店頭取引）を行うことで、被害が生じているとの相談が寄せられています。商品先物取引法に基づく許可を受けている業者かどうかは、農林水産省及び経済産業省のホームページなどで確認できます。無許可業者から勧誘を受けても契約・取引を行わないでください。勧誘されても、はっきりと断りましょう。

【無許可業者に関する相談窓口】

- 大豆、コーン、砂糖などの農産物については
農林水産省商品先物相談窓口
Tel 03・3501・6730
- 金、プラチナ、原油などの経済産業物資については
経済産業省商品先物相談窓口
Tel 03・3501・1776

特設なんでも相談所

次の日程で「特設なんでも相談所」を開設し、人権擁護委員がご相談をお受けします。

費用は無料で、秘密は固く守られます。悩んでいること、困っていることをお気軽にご相談ください。なお、普段でも人権擁護委員及び法務局では、常時相談をお受けしていますので、お気軽にお尋ねください。

◆「特設なんでも相談所」
○日時 12月6日 13時～16時
○場所 佐呂間コミセン 会議室
◆人権擁護委員
内藤 学峰 氏
桐山 三津代 氏
浅田 清 氏
【お問い合わせ】
釧路地方法務局北見支局
Tel 0157・23・6166

保育所嘱託職員募集

町では、次のとおり保育所の嘱託職員を募集します。

- 募集職種及び人員
保育士 若干名
- 応募資格
保育士の資格及び幼稚園教諭の両資格を有する方又は両資格を取得見込みの方。
- 申込方法
持参又は郵送で履歴書、健康診断書、保育士資格証明書（写）、幼稚園教諭免許状（写）又は卒業見込証明書、資格取得見込証明書、成績証明書、推薦書を提出。
- 採用予定年月日
平成25年4月1日
- 申込期限
11月22日

【申込・お問い合わせ】
役場総務課総務係 Tel 2・1211

介護保険にあなたの意見を! 委員募集!

佐呂間町では、介護保険事業の点検や苦情、高齢者に対する保健福祉全般にわたる総合的な施策などについて協議するため介護保険運営協議会を設置しています。本年度、委員改選に伴い委員を公募します

- 公募対象者
町内在住の40歳以上の方
- 公募人数
2人（委員全体数は13人）
- 任期 3年間
- 応募方法
役場保健福祉課・若佐支所・浜佐呂間出張所にある応募申込書に必要事項を記入の上、いずれかの設置場所に提出してください。
- 応募締切 12月20日
- 【お問い合わせ】
役場保健福祉課介護保険係
Tel 2・1212

ご寄付ありがとうございます

- 若佐畑陽子さん
- ▼香典返しを廃して
- わかさクラブへ
- 北見市 対馬 美枝子さん
- 浜佐呂間 杉森 英一さん
- ▼香典返しを廃して
- 社会福祉協議会

忘れずに!!

- ▼後期高齢者保険料 第5期
- ▼介護保険料 第5期
- ▼国民健康保険税 第5期
- ▼固定資産税 第4期
- 10月は
- です。忘れずに!!

人の動き

—9月末現在—
人口 5,725人(+6)
男 2,739人(+2)
女 2,986人(+4)
世帯数 2,461人(+1)
()内は前月比です。